

入 札 説 明 書

この入札説明書は、社会医療法人仁厚会が行う公募型指名競争入札に参加しようとする者が、熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにしたものである。

1. 公募型指名競争入札に付する事項

ル・サンテリオン鹿野面会室整備・ゾーニング工事

工事概要：面会室整備・ゾーニング工事(入口設置、間仕切設置)

2. 入札参加条件

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たした者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(2) 公告日において、令和3年度鳥取県入札参加資格者を有する者で以下のいずれかに該当する者

- ・鳥取県建設工事入札参加資格者格付要綱第3条の規定により、格付工種「建築一般」に関し格付を受けている者

- ・鳥取県内に営業所等の拠点をもつる県外業者で

工種「建築一般」において鳥取県入札参加資格者を有する者

(3) 当該公募型指名競争入札に係る入札参加申込期限の日から入札執行までの間、法令等に基づく営業停止等の措置を受けていないこと。

(4) 当該公募型指名競争入札に係る入札参加申込期限の日から入札執行までの間、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

3. 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒682 - 0023 鳥取県倉吉市山根43 社会医療法人仁厚会

担当：木村 電話：0858-26-1012 E-mail：j_shomu@med-wel.jp

(2) 工事の内容に関する問合せ先

3の(1)に同じ

(3) 入札説明書等の交付方法

社会医療法人仁厚会 ホームページ (<https://www.med-wel.jp/jinkoukai/>) から入手すること。

(4) 郵便等による入札

郵送等による入札とする

(5) 入札の日時及び場所

日 時 令和3年7月19日（月）17時 必着

場 所 鳥取県倉吉市山根43

社会医療法人仁厚会 総務課 電話：0858-26-1012

(6) 開札の日時及び場所

日 時 令和3年7月20日（火）10時30分

場 所 鳥取県倉吉市山根43

倉吉病院 1 階会議室

電話：0858-26-1012

立 会 理事2名 評議員1名 監事1名

※入札者の立会は不可

4. 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（別紙2）を作成し、電子メールにより令和3年7月14日（水）正午までに3.（1）まで提出することとし、原則として、訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

4の（1）の質問に対する回答については、令和3年7月15日（木）17時までに、電子メールで全参加者へ回答する。

5. 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、入札参加希望票（別紙1）と入札資格に適合することを証明する書類（以下、入札参加書類という。）を作成の上、3の（1）の場所に令和3年7月9日（金）までに提出しなければならない。

なお、期限までに入札参加書類を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 入札者は、入札参加書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札参加書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

6. 入札条件

(1) 入札は、紙入札による。（郵送による入札とする）

(2) 郵便は一般書留又は簡易書留郵便（親展と明記すること）により、3の（1）の場所に送付すること。

(3) 入札者は、仕様書・その他添付書類等熟知の上で総額をもって入札すること。

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札書は社会医療法人 仁厚会が定める様式【様式1】により作成し、封書（封書作成にあたっては【別紙】参照）にして郵送すること。
入札書には、契約締結権限を有する本社（支店等）の所在地、商号（支店名等）、代表者（支店長等）氏名を記載し、代表者（支店長等）印を押印【法務局登録印でなくても良い】すること。
なお、押印にあたっては代表者（支店長等）の個人印は認めないものとする。
入札封筒には入札名称、宛名及び会社名（会社名印刷済の封筒使用可）を記入のこと。
- (5) 提出した入札書は、いかなる理由があっても引換、変更及び取り消しはできない。
- (6) 入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正、挿入をしたときには、当該抹消、訂正箇所を押印しなければならない。但し、入札金額はこれを改めることはできない。
- (7) 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
① 入札書到着期限までに入札場所に到着しなかったもの
② 公告に示した入札参加資格のない者のした入札
③ 入札書に記名捺印がないもの
④ 入札書中の記入が判読できないもの
⑤ その他指定した事項に違反したもの
- (8) 入札は3回行なうこととする。1回目で落札者が無い場合は、再入札を行う。再入札においても落札しないときは、再々入札を行なう。再々入札を以ってしても落札者がいない時は、最低価格入札者と協議に入ることとする。
「入札書」と明記した封筒に、「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、提出すること。また、第2回目以降の入札書の送付が無い場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、2通以上提出した入札として無効とする。
- (9) 入札結果について、入札結果は、開札当日の午後5時までに仁厚会ホームページに掲載する。（ファックスでの結果送信は行わない。）。
- (10) 同額入札の場合の「くじ」について、当日「くじ」を引く従来の方法を改め、入札書を郵送する際に、あらかじめ3回分の入札書に同じ「くじ番号」を記入し、仁厚会が定める別表【別表1】のとおり、落札者等を決定する方法とする。結果は入札結果公表と同時に「くじ対象の会社名」「くじ番号」「書留お問い合わせ番号」「抽選結果」を仁厚会ホームページで公表する。
- (11) 落札者は、落札後遅滞なく内訳書を提出し、発注者の指示する期限内に売買契約書及び必要な書類を提出すること。
- (12) 落札者の決定は、発注者があらかじめ設定した予定価格から最低制限価格の範囲内で、最低の価格で入札した者とする。なお、同一価格の入札が複数あった場合は、即時くじ引きにより落札業者を決定する。
- (13) 本入札においては、最低制限価格を設定しており、これを下回る入札金額を提出した者、及び再度入札において、前回の最低入札価格以上の入札金額を提出した者は失格とし、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (14) 当該入札の予定価格及び最低制限価格は公表しないものとする。
- (15) 入札後、仕様書・説明事項の内容の不明確を理由として異議を申し立てる事はできない。

7. 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除

8. 代金支払

- (1) 支払回数 完成時に一括で支払う
- (2) 支払時期 請求書発行月の翌月末日までに現金にて支払うこととする。

9. その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税業者である場合には、免税業者であることを明記した届出書を提出すること。
- (2) 当工事は補助対象工事であり、鳥取県産業振興条例により下請業者についても県内業者の活用を求められているため、下請業者は県内業者を選定すること。
 - ※「事業者」とは、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。
 - ※価格が安価であることは、県外業者選定の理由にならないので注意すること。
 - ※やむなく県外業者を使用する場合は、理由を明確にすること。

【別紙】

「入札書封筒」

1. 封筒の表及び裏は以下の通りとする。

- ①既成の社名入り封筒に手書きでも可。社名入り封筒が無い場合、白封筒に手書きでも可（社名はスタンプでも可）。
- ②封筒裏の割印は会社印を押印（入札書類の押印分）すること。
- ③封筒は縦書きでも可。
- ④封筒の大きさは、長形4号または長形3号。若しくは、それに類する大きさのもの。
- ⑤「第1回」、「第2回」、「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回目以降の入札書の送付が無い場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、2通以上提出した入札として無効とする。

【表】

第1回
入札名「ル・サンテリオン鹿野面会室整備・ゾーニング工事」
入札書 会社名
社会医療法人 仁厚会 理事長 藤井一博 様

【裏】

割 印	割 印
-----	-----